

松江地区防犯協会からのお知らせ 優良防犯電話の購入費を補助します！

島根県内では、令和5年中、71件、約1億5,437万円の特殊詐欺被害が発生し、被害者のうち約52%は高齢者です。

特殊詐欺対策として、65歳以上の高齢者を対象に、

★通話を自動録音する

★自動録音することを相手に警告する

等の機能がついた【優良防犯電話の購入費を補助】します！



【対象の電話機】

優良防犯電話（固定電話機及びファックス）

※公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨するものに限る

【補助の対象者】※1、2のいずれにも該当する方



① 満65歳以上の方（令和6年度中に到達する方を含む）又はこの方と同居している方

※松江市に居住する方・別居の家族等による代理申請も可

② 原則松江市内の店舗で対象の電話機を購入された方

※令和6年9月1日以降の購入に限る

【補助金額】

購入金額（消費税含む）の2分の1

※ポイントなどの支払い分を除く

（上限5,000円）

【申請受付期間】

令和6年9月1日～予算上限に達するまで

※予算が上限に達した場合、申込受付期間中であっても、事業を終了する場合があります

【申請要領】

補助金の交付を受けようとする方（以下、申請者）は、電話機等の設置1ヶ月以内に次の書類を松江地区防犯協会事務局（松江警察署2階）に提出してください。

- ① 優良防犯電話購入費補助成金 交付申請書(様式第1号)
- ② 電話機等の領収書又はレシート等 支払いを証明する書類の写し
- ③ 電話機等の機能が明記された 保証書、取扱説明書の写し
- ④ 申請者及び補助対象者の身分が明らかになる証明書の写し

【詳しくは、下記にお問い合わせ下さい】

松江地区防犯協会（松江警察署内）電話0852-55-2115
または、松江警察署（生活安全課）電話0852-28-0110